

事務連絡
令和6年10月3日

都市医師会担当理事 殿

公益社団法人宮城県医師会
副会長 奥村秀定
(公印省略)

生活習慣病指導管理料の算定について（周知依頼）

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、会員の皆様より生活習慣病指導管理料の算定について、多数のお問い合わせをいただいております。

つきましては、改めて下記のとおりお示しいたしますので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

【生活習慣病指導管理料Ⅰ・Ⅱの算定について】

1. 生活習慣病指導管理料Ⅰは月ごとの包括点数です。検査、注射、病理診断等はすべて包括されます。したがって、同一月に実施された検査等は算定不可であり、生活習慣病指導管理料Ⅰを算定した月に実施した新型コロナ迅速検査あるいはインフルエンザ迅速検査等は算定不可です。
生活習慣病指導管理料Ⅰを算定しない月においては算定可です。高血圧と喘息を有する患者の場合、生活習慣病管理料Ⅰ及びⅡと特定疾患療養管理料を月によって変更し算定することは可。
2. 生活習慣病管理料Ⅰ及びⅡに外来管理加算は含まれるものとされますが、生活習慣病管理料Ⅰ及びⅡを算定した月において当該算定日とは別日に、生活習慣病管理料Ⅰ及びⅡを算定した患者に対し診療を行った場合には外来管理加算の算定要件を満たせば可能です。

担当：総務部総務課
Tel 022-227-1591
Fax 022-266-1480